

京都市告示第575号

地方自治法第243条の2第1項及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和7年12月26日

京都市長 松井孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

アトラス情報サービス株式会社 大阪市中央区北浜3丁目1番6号

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

戸籍全部（個人・一部）事項証明書、除籍全部（個人・一部）事項証明書、除籍謄（抄）本、改製原戸籍謄（抄）本、戸籍附票の写し、平成改製原戸籍附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、除かれた住民票の写し、身分証明書、独身証明書、所得証明書、課税証明書、評価証明書、公課証明書及び納税証明書（個人市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税）の交付手数料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和7年11月10日

4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日

令和7年12月26日

（文化市民局地域自治推進室）